平成２３年（フ）第１４２号
福島県伊達郡桑折町大字南半田字鍛治屋沢15番地
債務者　氏家　光正
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２２４号
福島市野田町字上高野１番地の９、従前の住所福島市北中央３丁目39番地　ベルハイム102
債務者　高木　佑子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
福島県福島市森合字山ノ下４番地の３
債務者　尾又　弘仁
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２４３号
福島市野田町字高野３番地の15
債務者　丹治　敏昭
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２５４号
福島市伏拝字沖14番地の８
債務者　鈴木　留美
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第５５４号
茨城県東茨城郡城里町大字高根735番地の５
債務者　小林　浩行
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５６６号
茨城県水戸市けやき台１丁目68番地の５　プロシード202号、旧住所茨城県水戸市元吉田町2649番地の７　グレイス203号
債務者　箱田　進也
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５７８号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅307棟１Ｆ－２号
債務者　永井　政則
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５８０号
茨城県常陸大宮市泉541番地の301　シャインハイツＫ
債務者　斎藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第５９８号
茨城県水戸市堀町1194番地の１　クランメール堀町Ａ棟101号、住民票上の住所茨城県水戸市堀町1194番地の１　クランメール堀Ａ棟204号
債務者　小林　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第６０８号
茨城県水戸市松本町５番７号　コーポトミタ201号
債務者　中澤　好枝
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第１１２号
千葉県茂原市茂原1546番地　ふじハイツ206号
債務者　落合　貞久
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
千葉県茂原市上林９番地23
債務者　砂川　隆彦
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１５号
千葉県茂原市南吉田1903番地25
債務者　大盛　敏孝
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
千葉県茂原市南吉田1903番地25
債務者　大盛　静子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
千葉県茂原市高師75番地10
債務者　岡本　雄子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
石川県河北郡内灘町字大清台７番地　カレッジュール２・101号
債務者　作田由美子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
金沢地方裁判所